

人権特集

みんなので築こう 人権の世紀

「誇れる」人権尊重で笑顔に

一人にやさしい、人がやさしいまち 松山

12月4～10日は「人権週間」

今回のテーマは「犯罪被害者などの人権」

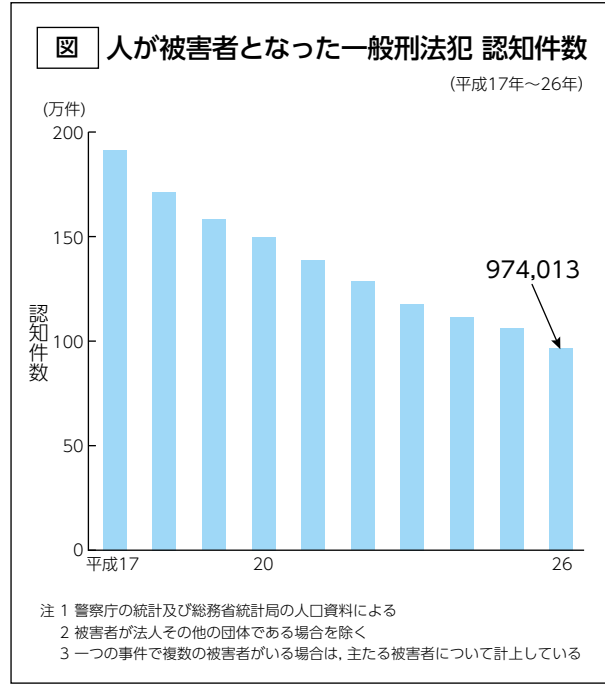
基本的人権は、私たち一人ひとりが幸せに暮らしていくために、最大限尊重されなければならないものです。しかし、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題など人権課題は今もなお存在し、さらには社会情勢の変化に伴って新たな課題も生じているのが現状です。今回は人権に関する重要課題の中から、「犯罪被害者などの人権」に焦点を当てて考えてみましょう。

◆「犯罪被害者などの人権」とは…

私たちは、誰でも幸福に生きる権利を持ち、それは憲法で保障されています。しかし、近年一般刑法犯の認知件数(左図)は減少傾向にあるとはいえ、ある日突然、犯罪によってその権利を奪われてしまう人がいます。犯罪被害にあうことは、

◆犯罪被害者に起きている問題とは…

犯罪被害は、殺人、暴行、傷害、性犯罪などの直接的



(引用：法務省「平成27年犯罪白書」)

な被害者だけではありませぬ。その後には生じるさまざまな問題(二次的被害)もあります。その内容は、「事件にあったことによる精神的なショックや身体の不調」「医療費の負担や失業、転職などによる経済的負担」「捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担」「周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道による精神的被害」などです。例えば犯罪被害にあった人の中には、うつ病、PTSD(心的外傷ストレス障害)、パニック障害などといった心身症状に苦しめられている人も少なくありません。

◆本市の取り組み

「犯罪被害者などの人権」を「松山市人権啓発施策に関する基本方針」の中で重点課題に位置付け、正しい認識や理解を深めるための人権に関する資料・教材の配布や市主催の講演会の開催、研修会への講師の派遣などを実施しています。また、犯罪被害者やその家族に対する相談事業などを(公社)被害者支援センターえひめなどの関係団体と連携を図りながら進めています。

◆(公社)被害者支援センターえひめをご存じですか？
多くの人に被害者の立場や支援活動について知っていただくための広報・啓発活動をしています。



(公社)被害者支援センターえひめ 被害者支援員 土居 典子さん

Q1 相談を希望される人へアドバイスはありますか？
A1. 支援センターは、被害にあつて経験した精神的・身体的・経済的な悩みや苦しみを安心して相談していただける場所です。一人で悩まずまずご相談ください。

Q2 心掛けていることを教えてください。
A2. 秘密は完全に守ります。支援センターにできることをお伝えして、ニーズに応える支援を心掛け、対応しています。

◆被害者が安心して暮らしていくために
「私たちができること」
犯罪は、いつどこで起こるか分かりません。誰もが犯罪に巻き込まれ、被害者やその家族の立場になる可能性があります。犯罪被害にあうということを他人事とせず、当事者として考えてみませんか。事件や事故にあった人が、再び元の平穏な生活を取り戻すには、長い時間が必要で、その間、周囲からの不適切な言動で、当事者をさらに傷つけることがないように、当事者の現状を理解し、寄り添い、社会全体で支えていくことが大切です。

○犯罪被害者やその家族のための相談窓口
法テラス犯罪被害者支援ダイヤル ☎0570-079-714
愛媛県警察本部 犯罪被害者支援室 ☎089-934-0110
松山地方検察庁 被害者ホットライン ☎089-935-6607

○各種人権問題でお悩みの方はご相談ください
みんなの人権110番(松山地方法務局) ☎0570-003-110
※各種人権問題に関する相談先の一覧は、市ホームページでもご覧いただけます。「松山市人権相談」で

平成28年度 人権啓発 標語・ポスター・絵手紙

人権啓発標語・ポスター・絵手紙の応募作品(標語5万5444点・ポスター1万5585点・絵手紙3673点)の中から、入賞作品を決定しました。入賞作品は、次の日程で展示するほか、2017年版人権啓発カレンダーに掲載し、小中学校の児童・生徒や関係機関などに配布します。

また、入賞作品は、市人権教育推進協議会ホームページ <http://jinsuijkyo.org/> に掲載します。

【展示日程】
①12月3日(出)～16日(金) 9～18時 坂の上の雲ミュージアム(一番町三丁目)
②12月6日(火)～12日(月) 9～18時(ただし、6日は12時開始、12日は16時終了) 愛媛CATVオープンギャラリー ③12月8日(木)～13日(火) 10～18時 11よつ高島屋南館 2階ふれあいギャラリー
※①は月曜日休館

代表標語
ぼくたちが 明るく未来へ進む道
いじめ、差別立ち入り禁止
佐々木 悠羽さん (みどり小6年)

代表ポスター
代表絵手紙
増本紫さん (湯山小5年) 西森奏太さん (荏原小2年)

市人権教育研究会

日時 平成29年1月13日(金) 10時～15時30分
場所 総合コミュニケーションセンター(湊町七丁目)
内容 午前の部 15分科会に分かれて研究協議 ◆第1分科会【同和問題委員会】◆高等学 校における人権・同和教育の取組み ◆第2分科会【子ども人権委員会】◆協同的な学びとよりよい集団づくりを目指す人権・同和教育の実践 ◆学 校に行きにくい子どもたちへの支援 ◆市教育支援センター事務所の取組み ◆第3分科会【女性人権委員会】◆もしもの時に備えよう男女共同参画の視点からの避難所運営について ◆災害支援の視点から、今私たちにできること ◆第4分科会【高齢者・

障がい者人権委員会】「地域で暮らすポツポツの取組み」◆認知症になっても地域で安心して暮らすことができ るために ◆第5分科会【課 題別人権委員会】「あなたがあ ならしく生きるために」◆性的マイノリティ(少数者)と人 権 ◆午後の部 国立大学法 人鳴門教育大学准教授 藤村 裕一さんによる講演「インター ネットと人権被害者にも加 害者にも、ならないために」

※詳細は、市ホームページを ご覧ください

市人権啓発課 ☎948 6633・☎934 1742



○講師プロフィール
専門は教育工学・情報教育。 文部科学省、総務省、NHK などの各種委員を務め、文 部科学省の「ICT活用教育ア ドバイザー」として愛媛県の 助言者も務めている。